

## 西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第57号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）及び西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第56号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(生活相談員の資格要件)

第2条 指定居宅サービス等基準省令第175条第1項第1号、第2項第1号、第4項、第192の4条第1項第1号、第2項第1号及び第5項並びに指定介護予防サービス等基準省令第231条第1項第1号、第2項第1号、第4項、第255条第1項第1号、第2項第1号及び第5項の規定に基づき一定の数を置くべきものとされる生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。